

事務連絡
令和5年5月25日

都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会
役員待遇審議役 佐竹 克也

災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令等について

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、内閣府より、災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令及び災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、令和5年9月1日から施行する旨連絡がありました。

本改正は、別添1の2ページ「第一 政令改正の経緯及び趣旨」に記載の通り、指定行政機関等の車両については、事前に緊急通行車両等に係る確認を行うことができるようにする必要があることから、同様の制度を規定する他の政令を含め、今般の政令改正を行うに至ったものとのことです。

つきましては、貴協会におかれましても、改正内容等をご理解の上、各自治体の担当部署等との一層の連携を図る等防災対策の推進に万全を期して頂きたくよろしくお願い致します。

記

【主な改正点】

内閣府に確認した結果、緊急通行車両等に係る確認手続きが以下のように変更されま
す。

(旧) 事前届出⇒事前届出済証の発行⇒災害発生⇒車両の優先確認⇒証明書の発行及
び標章の交付⇒緊急通行

(新) 事前確認⇒証明書の発行及び標章の交付⇒災害発生⇒緊急通行

※本改正に係る質問は内閣府が随時受け付けるとのことです。(別添問合せ先参照)

【添付資料】

- ・令和5年5月22日付内閣府政策統括官（防災担当）事務連絡「災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令等について」

以上

<問合せ先> 全ト協 交通・環境部 TEL：03-3354-1045
--